	五十九条の二第一項第五号イに規定する損益計算書において、預貯金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、商品有価証券、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物、小計、その他、合計のいずれかと同一の区分を設けている場合は、当該区分を省略することができる。） ［三ノ十一　略］ ［削る。］ 十二ノ十四　［略］
［略］	

注　［略］

別表（第五十九条の二第一項第三号ニ関係（生命保険会社、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人））

（契約の締結時期が2010年度までの契約について）

［表略］

（契約の締結時期が2011年度以降の契約について）

［表略］

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

３．これらの別表は、通貨別の区分ごとに記載すること。

（責任準備金残高の内訳について）

［表略］

（記載上の注意）

［略］

［別表を削る。］

	［三ノ十一　同上］ 十二　使途別（設備資金、運転資金、合計の区分をいう。）の貸付金残高及び合計に対する構成比 十三ノ十五　［同上］
［同上］	

注　［同上］

別表（第五十九条の二第一項第三号ニ関係（生命保険会社、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人））

（契約の締結時期が2010年度までの契約について）

［同左］

（契約の締結時期が2011年度以降の契約について）

［同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

［加える。］

（責任準備金残高の内訳について）

［同左］

（記載上の注意）

［同左］

別表（第五十九条の二第一項第五号ニ関係（保険会社単体））

項　目	記　載　す　る　事　項
法第百三十条第一号に係る額目	一　第八十六条第一項第一号に規定する額 二　第八十六条第一項第二号に規定する額 三　第八十六条第一項第三号に規定する額 三の二　損害保険会社にあっては、第八十六条第一項第三号の二に規定する額 四　第八十六条第一項第四号に規定する額 五　第八十六条第一項第五号に規定する額 六　第八十六条第一項第六号に規定する額 七　その他金融庁長官が定める額 八　法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社に係るものに限る。）のうち、一から七までに掲げるもの以外のものの合計額